十二(一)　指定認定機関の名称及び住所
　財団法人日本食品油脂検査協会　東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号
(二)　食品の種類
　食用加工油脂
(三)　認定業務規程
　変更された財団法人日本食品油脂検査協会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
十三(一)　指定認定機関の名称及び住所
　財団法人日本食品分析センター　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号
(二)　食品の種類
　ドレッシング類
(三)　認定業務規程
　変更された財団法人日本食品分析センターの認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
十四(一)　指定認定機関の名称及び住所
　社団法人全国清涼飲料工業会　東京都中央区日本橋室町三丁目三番三号
(二)　食品の種類
　清涼飲料水
(三)　認定業務規程
　変更された社団法人全国清涼飲料工業会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
十五(一)　指定認定機関の名称及び住所
　財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会　東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十八号
(二)　食品の種類
　食酢製品
(三)　認定業務規程
　変更された財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
十六(一)　指定認定機関の名称及び住所
　社団法人日本ソース工業会　東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十八号
(二)　食品の種類
　ウスターソース類
(三)　認定業務規程
　変更された社団法人日本ソース工業会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
十七(一)　指定認定機関の名称及び住所
　全国菓子工業組合連合会　東京都港区南青山五丁目十二番四号
(二)　食品の種類
　菓子製品
(三)　認定業務規程
　変更された全国菓子工業組合連合会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
十八(一)　指定認定機関の名称及び住所
　全国乾麺協同組合連合会　東京都中央区日本橋兜町十五番六号
(二)　食品の種類
　乾めん類
(三)　認定業務規程
　変更された全国乾麺協同組合連合会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
十九(一)　指定認定機関の名称及び住所
　社団法人日本パン工業会　東京都中央区日本橋兜町十五番十二号
(二)　食品の種類
　パン
(三)　認定業務規程
　変更された社団法人日本パン工業会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
二十(一)　指定認定機関の名称及び住所
　全日本漬物協同組合連合会　東京都千代田区外神田二丁目十六番二号
(二)　食品の種類
　農産物漬物
(三)　認定業務規程
　変更された全日本漬物協同組合連合会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
二十一(一)　指定認定機関の名称及び住所
　全国製麺協同組合連合会　東京都江東区森下三丁目十四番三号
(二)　食品の種類
　生めん類
(三)　認定業務規程
　変更された全国製麺協同組合連合会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
二十二(一)　指定認定機関の名称及び住所
　社団法人日本べんとう振興協会　東京都新宿区四谷二丁目八番地
(二)　食品の種類
　大量調理型主食的調理食品
(三)　認定業務規程
　変更された社団法人日本べんとう振興協会の認定業務規程は、次のとおりである。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百二号

　情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）第二条第六項第二号及び第三号の規定に基づき、情報処理技術者試験規則第二条第六項第二号に規定する経済産業大臣が告示で定める民間資格及び同項第三号に規定する経済産業大臣が告示で定める問題を次のように定め、平成二十二年十月一日から施行する。
　なお、平成十八年経済産業省告示第二百四十九号は、廃止する。
　平成二十一年十月十四日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

第一条　情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号。以下「省令」という。）第二条第六項第二号に規定する経済産業大臣が告示で定める民間資格は、当該民間資格を取得するための試験が次のいずれにも該当するものとする。
一　省令別表に掲げる情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識の一部を習得したかどうかを試験するものであること。（特定の情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識又はその開発及び活用に関する共通的基礎知識のみの習得を目的としたものを除く。）
二　日本語で実施されるものであること。
三　三年以上の期間にわたり継続して実施されているものであること。

第二条　省令第二条第六項第三号に規定する経済産業大臣が告示で認める問題は、次に掲げるいずれかの問題とする。
一　経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構。以下同じ。）が、修了認定の基準（省令第二条第六項第二号の修了認定の基準をいう。以下同じ。）に応じて、免除対象科目（同項に規定する免除対象科目をいう。以下同じ。）を習得したかどうかを判定するために適切であると認めた問題
二　経済産業大臣が、修了認定の基準に応じて、免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切であるものとして提供する問題